

# 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて【更新申請】

厚生労働省老健局保健課から新型コロナウイルス感染症対策への対応として、被保険者への認定調査が困難な場合、要介護認定の有効期間について延長できる旨の通知がありました。

この通知に基づき、本町では下記の要件に見合った方を対象に申請者の意思を確認した上で、現在の認定有効期間を12か月延長することができる取扱いを行っております。

なお、調査員は、検温、手指の消毒、マスクの着用など感染対策を実施し認定調査を行っております。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 【対象者】

- ・更新申請のうち施設や病院において面会を禁止する等の措置がとられ認定調査が困難な方、感染リスクを避けるために認定調査を希望しない方
- ・身体の状態が安定している方（介護度の変更が見込まれない方）

### 【訪問調査を希望せず有効期間の延長を希望する場合の更新申請の記載方法】

更新申請書（ピンク色）表面の左下に「延長希望（本人・家族同意）」と記載（代筆可）

### ＜延長希望の記載例＞

#### 介護保険（要介護 要支援 更新認定）申請書表面（抜粋）

介護サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

表面の左下に手書きで記載をお願いします。

本人氏名 ○○ ○○



延長希望

（本人・家族同意）